

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(46.0%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績		件数	金額(千円)
競争性のある契約		56	2,114,112
	うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段 () (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)		(100%) 27	(100%) 1,162,242
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	23	1,075,641
	公告期間の見直し	3	20,136
	その他	1	66,465
契約方式の見直し		(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し		(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年1月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。

- ② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

《措置状況》

平成18年度に措置済みである。

- ③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

《措置状況》

平成15年度に措置済みである。

- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評

価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、同法第29条の12（長期継続契約）、「予算決算及び会計令」第102条の2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

《措置状況》

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- ・ 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- ・ 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- ・ 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

エ. 一者応札・一者応募の見直し

- ① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として一者応札・一者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「一者応札・一者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則10営業日以上）、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

- ② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。（例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級までの事業者の入札参加を可能とした。）

（注）個別の契約の状況については、各様式に記載